

卷末資料

- 市民アンケートの実施
- 用語解説

市民アンケートの実施

(1) 平成 28 年改定時

① 実施概要

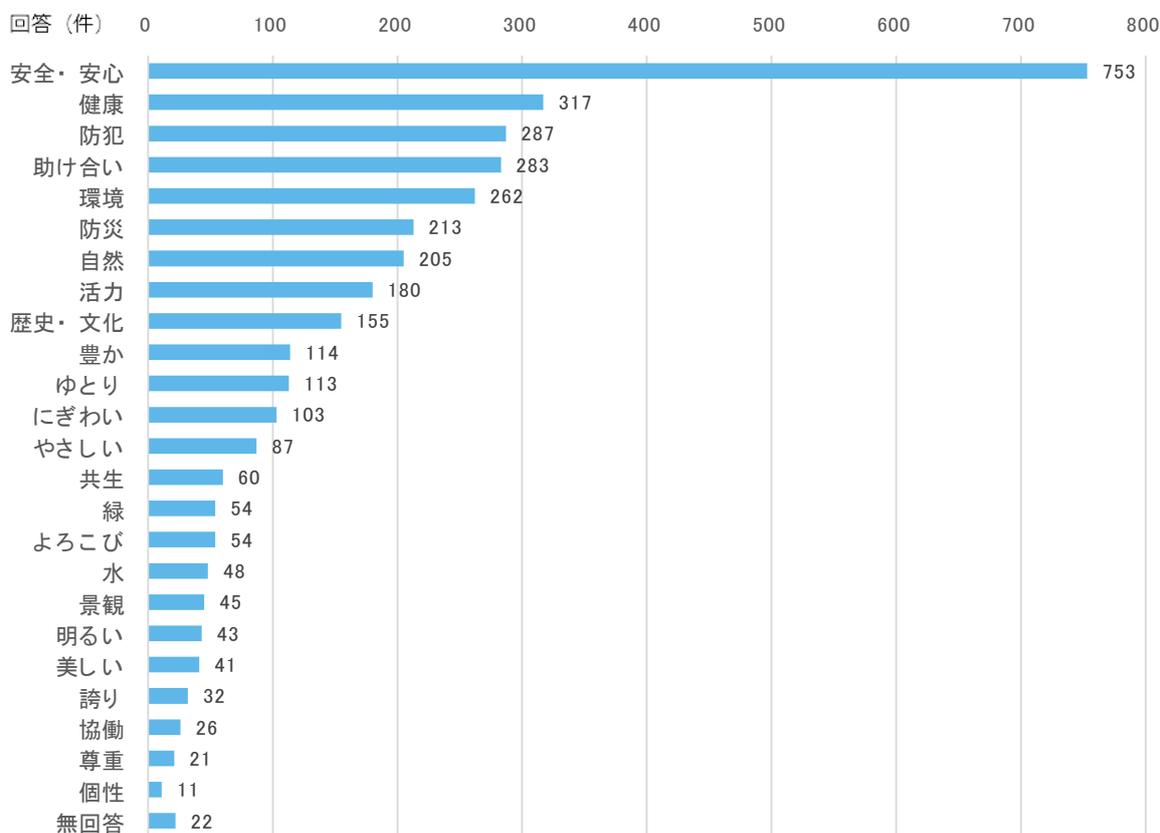
○実施目的	「第 6 次羽曳野市総合基本計画」の策定にあたり、広く市民の意見を伺い、計画に反映していくことを目的に、アンケート調査を実施。
○実施時期	平成 26 年 10 月
○実施方法	無作為に抽出した 16 歳以上の市民 3,000 人を対象にアンケートを配布。 アンケートは郵送により発送・回収。
○回収数	1,255 件（回収率 41.8%）

② 実施結果

【これからのまちづくりのキーワード】

- ・「安全安心」のキーワードが群を抜いて（753 票）多く、特に関心が高いことがわかります。
- ・健康(317 票)、防犯(287 票)、助け合い(283 票)、環境(262 票)が次いで多くなっています。

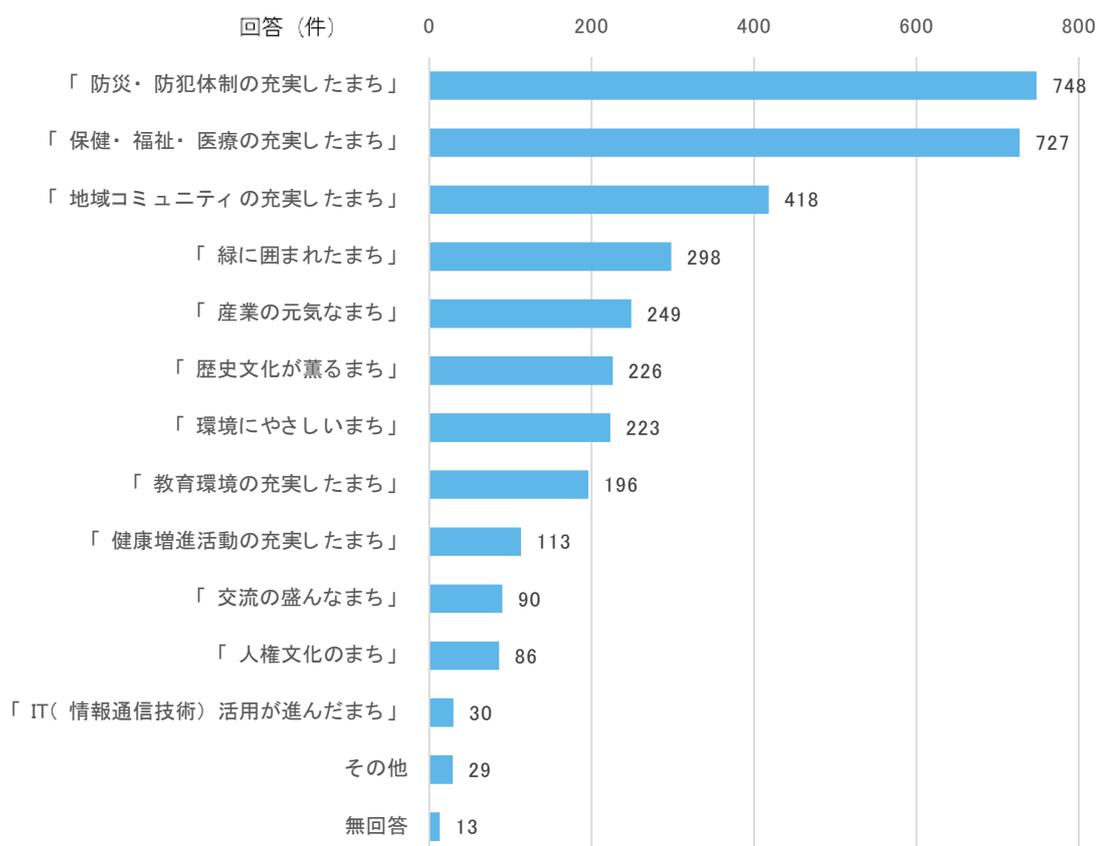
問 これからのまちづくりにとって、大切だと思われる言葉（キーワード）は何ですか（3 つまで選択可能）



【羽曳野市の将来像】

- ・「防災・防犯体制の充実」(748票)、「保険・福祉・医療の充実」(727票)が特に多くなっており、安心安全面への要望が高いことがわかります。
- ・「地域コミュニティの充実」(418票)、「緑に囲まれたまち」(298票)、「産業の元気なまち」(249票)、「歴史文化が薫るまち」(226票)が次いで多くなっています。

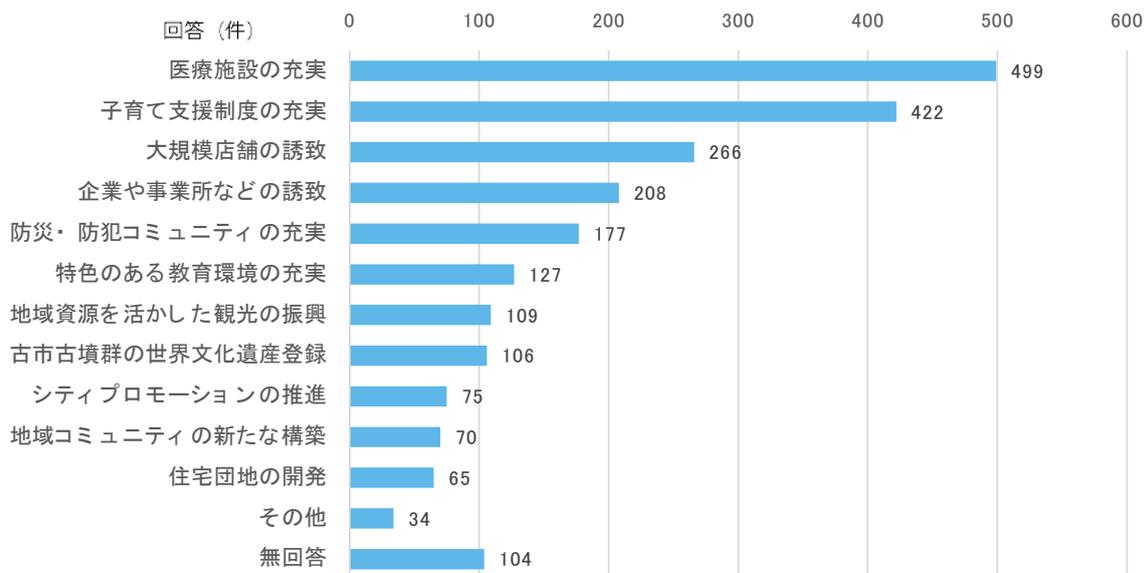
問 将来（おおむね10年後）の羽曳野市がどのようなまちをめざすべきか。（3つまで選択可能）



【まちの活性化に向けて必要な取り組み】

- ・「医療・福祉制度の充実」(499票)、「子育て支援制度の充実」(422票)が多くなっており、医療や福祉の充実が望まれています
- ・「大規模店舗の誘致」(266票)、「企業や事務所などの誘致」(208票)、「防災・防犯コミュニティの充実」(177票)が次いで多くなっています。

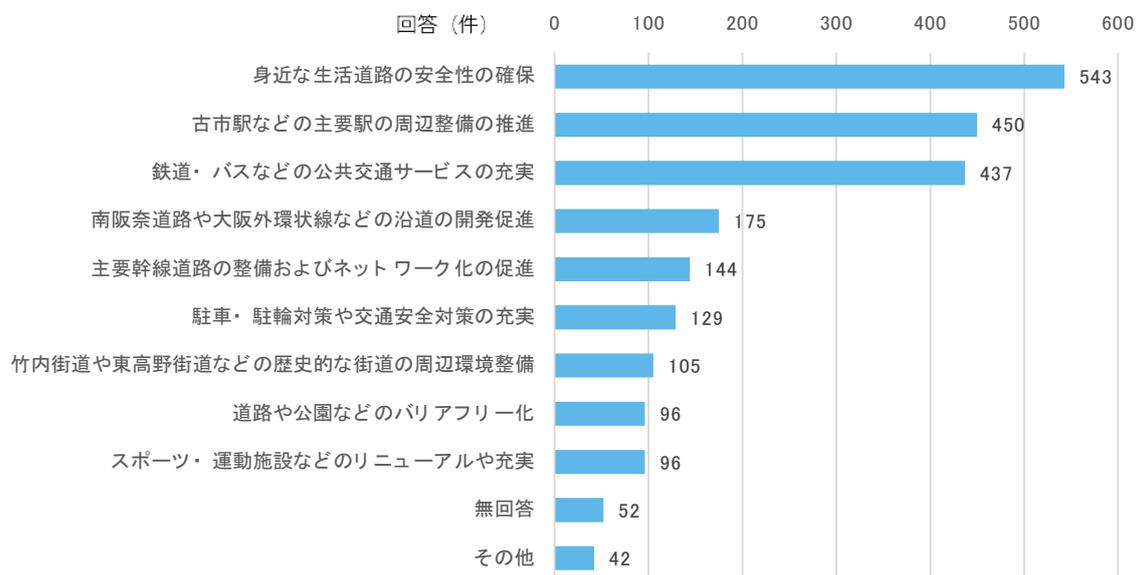
問 まちの活性化に向けて、どのような取り組みが必要だと思いますか。(2つを選択)



【必要な都市整備】

- ・「身近な生活道路の安全性の確保」(543票)、「古市駅など主要駅の周辺整備の推進」(450票)、「公共交通サービスの充実」(437票)が多く、生活利便性の向上が望まれています。
- ・「南阪奈道路や大阪外環状線沿道の開発促進」(175票)、「主要幹線道路の整備およびネットワーク化の促進」(144票)が次いで多くなっています。

問 将来の羽曳野市の姿を実現するために、特に必要な都市整備は何ですか。(2つまで選択可能)



(2) 令和3年一部改定時

① 実施概要

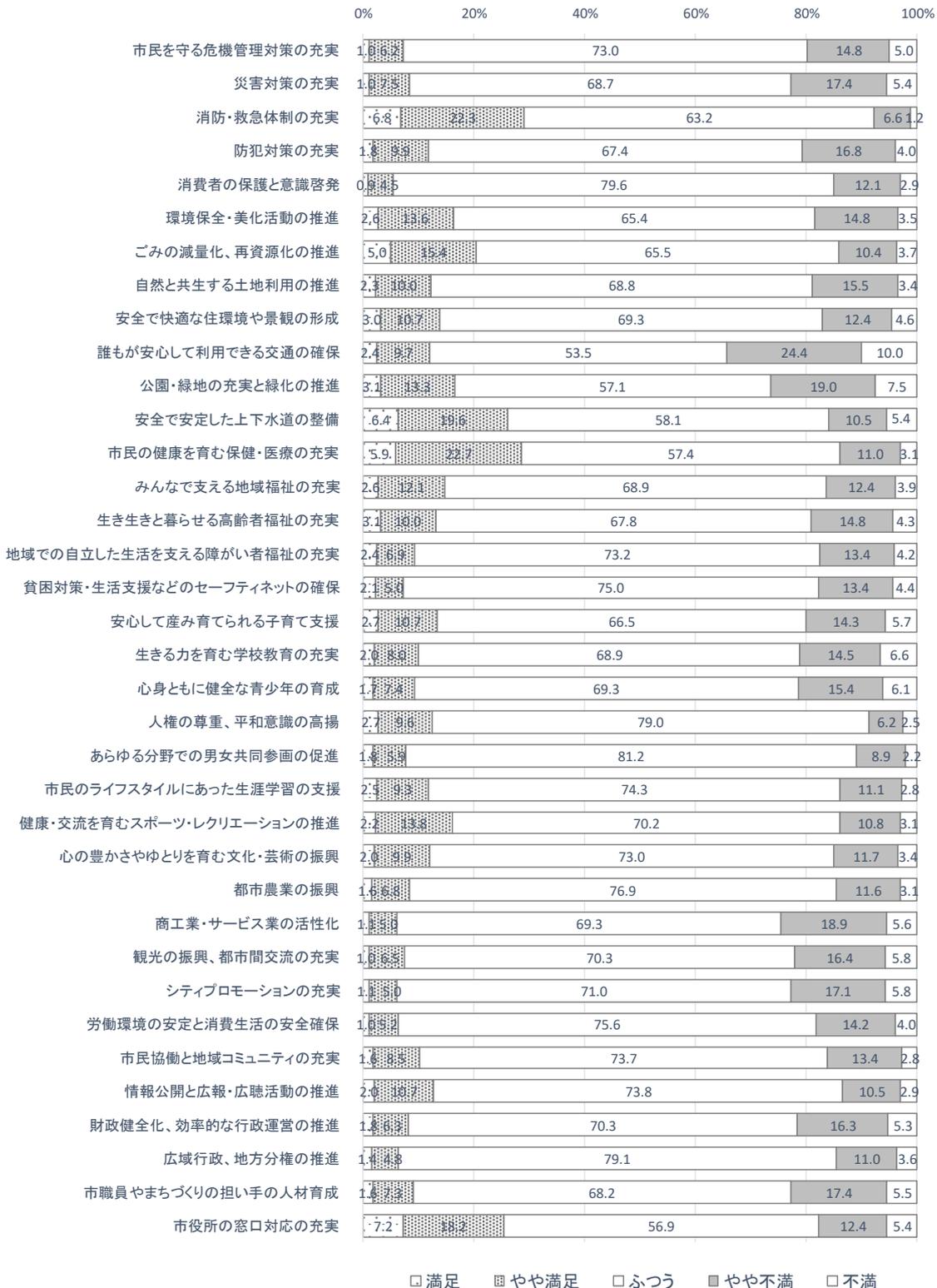
○実施目的	「第6次羽曳野市総合基本計画（後期基本計画）」の策定にあたり、広く市民の意見を伺い、計画に反映していくことを目的に、アンケート調査を実施。
○実施時期	令和元年11～12月
○実施方法	無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人を対象にアンケートを配布。アンケートは郵送により発送・回収。
○回収数	1,419件（回収率47.3%）

② 実施結果

【羽曳野市のまちづくりについての満足度と重要度】

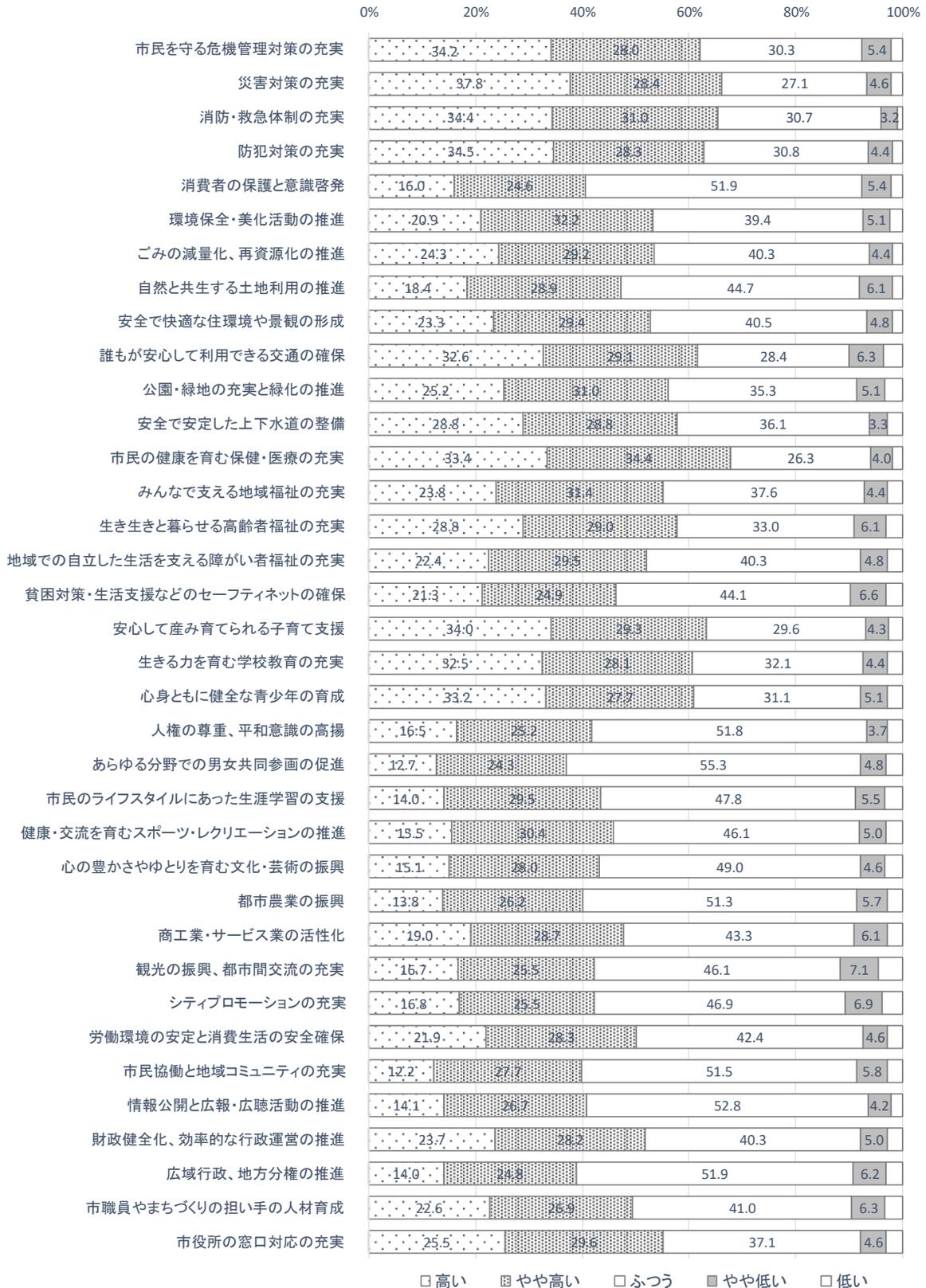
問 羽曳野市のまちづくりについて、どの程度満足されていますか。〈1つに〇印〉

- ・「消防・救急体制の充実」や「安全で安定した上下水道の整備」、「市民の健康を育む保健・医療の充実」の項目について、満足度が高くなっています。
- ・一方、「誰もが安心して利用できる交通の確保」や、「公園・緑地の充実と緑化の推進」、「心身ともに健全な青少年の育成」、「商工業・サービス業の活性化」等についての不満度が高くなっています。



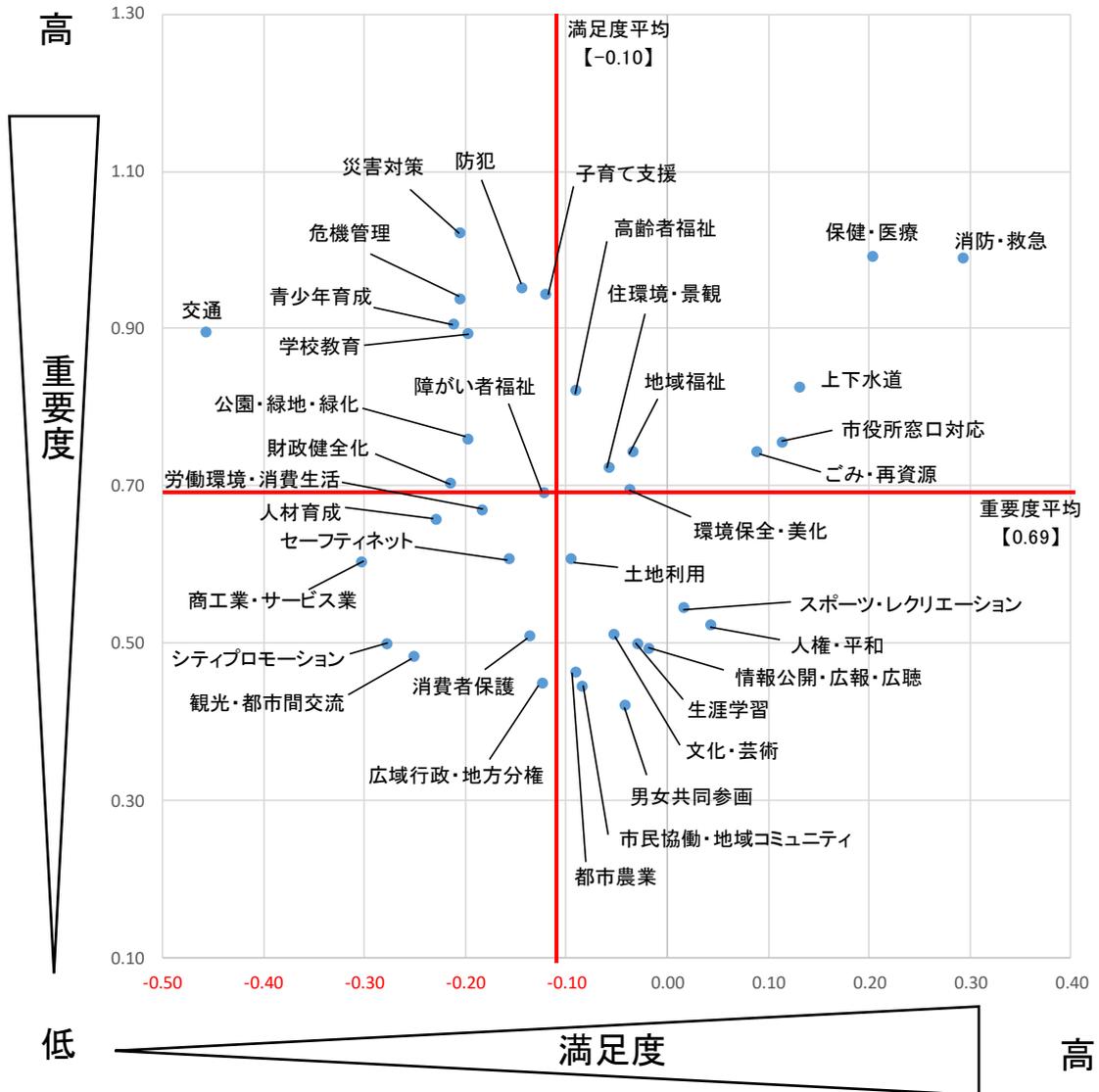
問 これからどのようなまちづくりが重要だと思いますか。〈1つに○印〉

・「市民の健康を育む保健・医療の充実」や、安全・安心対策に関する項目（危機管理対策、災害対策、消防・救急体制、防犯対策）、次代を担う子どもに関する項目（子育て支援、学校教育の充実、青少年育成）についての重要度が高くなっています。



- ・満足度と重要度の加重平均値による分布をみると、全項目の満足度の平均値が-0.10、重要度の平均値が0.69となっており、全体的に満足度が低く、重要度が高い傾向にあります。

【満足度と重要度の加重平均の分布図】



※加重平均:個々の回答率を一律に扱わず、重み付けして求めた平均値。
「満足・高い」×2、「やや満足・やや高い」×1、「ふつう」×0、「やや不満・やや低い」×-1、「不満・低い」×-2の重み付けを行い、回答数で除算して平均値を求めている。

用語解説

用語	解説
ア行	
アドプト制度	国・府・市の管理する道路、河川や公園等の施設において、「地元自治会や企業等の団体が、自主的に行う清掃や緑化等のボランティア活動」を行政が支援し、環境美化等に取り組むことを目的とする制度。
NPO法人	NPOとは、Nonprofit Organizationの略語で、非営利組織（団体）と訳される。ボランティア団体、市民活動団体がNPOに該当する。行政や民間企業ではカバーできない社会的な問題を、営利を目的とせず自分たちの手による解決をめざす組織。
カ行	
街区公園	主として街区内に居住する人々が利用することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置される。
狭隘道路	幅員4m未満の道路。古くからの既成市街地に多くみられ、消防・防災・救急活動の妨げとなるほか、日常の交通や日照・通風等、生活環境の面から様々な問題を抱えている。
近隣公園	主として近隣に居住する人々が利用することを目的とする公園で、誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置される。
建築協定	住宅地としての環境または、商店街としての利便を維持増進する等、土地所有者等の全員の合意によって、建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準を定めて、互いに守りあっていくことを約束する制度。
サ行	
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、その区分及び各区域の整備、開発及び保全の方針を都市計画に定めるものとされている。
市街化調整区域	自然環境と調和し、無秩序な市街化を抑制するため、市街化を抑制すべき区域として都市計画で定める区域。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、住民が自主的に結成する組織で、災害による被害の予防・軽減のための活動を行う組織。
シビックゾーン	市役所等の公共施設が集積する地区。
循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的利用、及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会。
親水空間	水浴び、水遊び、釣り、湖畔の散歩等、日常生活や観光、レクリエーションを通して、海、湖沼や河川等を身近に親しむ場。
ストックマネジメント	施設（ストック）全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて施設を計画的かつ効率的に管理すること。

用語	解説
タ行	
地区計画	地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、住民参加によって、区画道路、小公園等の配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模等を地区のルールとして定める都市計画。
低炭素社会	省エネルギーの推進や資源生産性の向上などにより、二酸化炭素の排出を最小化し、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会。
都市計画区域	自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都道府県が指定する区域。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画・形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業。
特定既存耐震不適格建築物	一定規模以上の病院、店舗、ホテルなど不特定多数の人が利用する建築物で、耐震化の基準を満たしていない建築物。
ナ行	
ネットワーク型都市構造	生活に必要な様々な機能が集中する都市の拠点となる地区と、その他の地域が鉄道や幹線道路などにより効果的に連携している都市構造。
ハ行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難所・避難経路などの災害関係施設の位置などを表示した地図。
バリアフリー	障害者・高齢者等ハンディキャップを持つ人が、可能な限り住み慣れた地域社会の中で福祉サービスを利用しながら、自立した社会生活を営むことが望ましいとする考え方。
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲に比べて高くなる現象。主な原因として、昼間に太陽熱を蓄えたアスファルトなどによる夜間の熱の放出や、ビルなどの人工構造物の増加による冷却作用の阻害などがある。
防災リーダー	自主防災組織の活動を担う人材として、防災に関する知識や技術を身につけ、平常時や災害時の組織の活動の指導等を行う地域住民。
マ行	
緑の基本計画	都市緑地法第4条に基づく「緑の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の略称。そのまちの緑地の保全や緑化の推進に関する事項などを定める計画。
ヤ行	
ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて、区域に応じた建造物の種類、用途、容積率、建ぺい率、日影等を制限した地域のこと。用途別に12種類に分類される。

羽曳野市都市計画マスタープラン

平成 28 年（2016 年）4 月発行

令和 3 年（2021 年）12 月一部改定

- ◆ 発行 ◆ 羽曳野市
- ◆ 編集 ◆ 羽曳野市 都市開発部 都市計画課

〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号

TEL : 072-958-1111

<http://www.city.habikino.lg.jp/>

